

消表対第351号
元消安第5568号
令和2年3月3日

各

都道府県 保健所設置市 特別区

 食品表示主管部（局）長 殿

消費者庁表示対策課長
農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課長
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足
を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について

食品表示法（平成25年法律第70号）においては、食品表示の適正の確保のため、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）が定められているところです。

現在、中国における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足により、法令を遵守し中国産として原料原産地表示を行っている商品について、中国産以外の原材料への切替えを検討している食品関連事業者が容器包装の資材変更に即時対応できず生産が滞るなど、食品の生産及び流通の円滑化に支障が生じています。

このように、新型コロナウイルス感染症の拡大が社会的、経済的活動に影響を及ぼしている現状において、一般消費者の需要に即した食品の安定供給に向けた生産体制を確保する観点から、原料原産地表示の中国産との表記と実際に使用されている原材料の原料原産地に齟齬^{そご}がある場合であっても、一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により当該商品の適正な原料原産地に係る適時適切な情報伝達がなされている場合にあっては、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこととしますので、適切な対応をお願いします。

なお、本通知に便乗した、一般消費者を欺瞞^{ぎまん}するような悪質な違反についての取締りを排除するものではないことを申し添えます。

(参考)「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用について」(令和2年3月3日)に関するQ & A

(問1) 本通知における食品表示基準の弾力的運用の対象は、原料原産地表示に限るとの考えでよいのか。

(答)

本通知における食品表示基準の弾力的運用は、中国における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う中国産輸入原材料の供給不足により、中国産として原料原産地表示を行っている商品について、食品関連事業者が容器包装の資材の変更に即時対応できず生産が滞るなど、一般消費者の需要に即した食品の生産及び流通の円滑化に支障が生じていることを背景とした運用であることから、その対象は、国内で製造・販売される加工食品であって、原料原産地が「中国」である旨を表示した食品に限ることとなる。

(問2) 本通知に便乗した悪質な違反を確認した場合には、どのような対応を行えばよいのか。

(答)

本通知は

- ① 原料原産地が「中国」である旨の表示を行っている商品であって、食品関連事業者が、容器包装の資材の変更に即時対応できず生産が滞るなどの事情がある場合に限り
- ② 一般消費者に対して、店舗等内の告知、社告、ウェブサイトの掲示等により、当該商品に実際に使用された「中国」以外の原料原産地に係る情報を適時適切に伝達することを条件として
- ③ 原料原産地が「中国」である旨の表示と実際に使用された原材料の原料原産地に齟齬^{そご}がある場合であっても、当分の間、取締りを行わなくても差し支えないこと

を知らせるものであり、上記②の情報伝達が適時適切に行われていない場合を含め、一般消費者を欺瞞^{きまん}するような悪質な違反についての取締りを排除するものではない。

このため、悪質な違反については、引き続き、関係機関とも連携した厳正な取締りを行うようお願いする。